



山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

事務局：山梨県障害福祉課
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1460 Fax 055-223-1464
E-mail
shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

【トピック】

- 障害のある医師や弁護士の活躍から、障害の有無に関わらず夢の実現とこれを後押しする社会について考えます。

道志村で開催された県自立支援協議会権利擁護部会による「富士東部圏域権利擁護を考える座談会」で、精神科病院のワーカーから運転免許証更新の際の欠格条項に関する発言がありました。今号では、障害のある方の資格・免許取得等に関する「欠格条項」の改正や、環境を整えることで持てる力を発揮することができる社会づくりと障害の有無に関わらない夢の実現について考えます。

欠格条項の見直し

障害者に係る欠格条項は、身体や精神の障害を理由として「資格や業の許可等を与えない」という法令上の規定です。平成5年の「障害者対策に関する新長期計画」で「見直しについて検討を行う」とされ、平成11年に障害者施策推進本部で見直しに向けての基本的考え方・具体的対処方針が決定され、それ以降63制度について順次法改正が進められてきました。

障害者に係る欠格事項の問題点は、「者」ではなく「障害」そのものに対し一律に欠格事由としていることでした。障害者の能力開発、身体や精神の機能を補完する機器や技術等の進展により、障害者が発揮できる力の向上を考慮していない点に問題がありました。

一連の改正で要点とされたことは次の3点で、本人の能力に応じて資格等を取得することができることとしました。

- ①必要性がないと考えられるものは廃止
- ②必要性があると判断され存続するものは、絶対的欠格は相対的欠格へと改正
- ③障害そのものを表す規定から障害者を特定しない規定へ改正

例えば、改正前の医師、歯科医師などの免許制度では、「目が見えないもの、耳が聞こえない者、口がきけない者には免許を与えない」と一律に免許等を与えない(絶対的欠格条項)、「精神病患者には免許を与えないことがある」(相対的欠格条項)とされていました。これを、「〇〇の機能の障害により(各資格等)の業務を適正に行うにあたっての必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者には免許を与えないことがある」というような規定へと改正されました。

障害のある医師が活躍できる環境の整備

医療分野では、法改正以前は障害のある医療従事者は制度上では対象から外されていました。法改正後、受験方法が障害の状況に応じて様々な形で認められるようになり、全盲の医師やきこえない医師が誕生しています。

また、医師試験合格後、障害のある人が医師の免許を申請した場合には、免許取得が可能かどうかの審査があります。この審査でも個人が単独で業務を行えるかどうかではなく、補助者や補助手段を活用して本質的な業務を遂行できるかどうか判断基準になることが、法整備の上で共通確認されてきました。

「ろう医師」の紹介

全日本ろうあ連盟発行の「日本聴力障害新聞」(注1)9月1日発行第801号)によれば、平成13年の医師法改正による欠格条項の見直しを受けて現在までに6人の「ろう医師」が誕生しています。ここで「ろう医師の奮闘記」として紹介されている関西の総合病院に勤務する「ろう医師」(30歳)のこれまでの歩みや職場での工夫・配慮をとおして、欠格条項の改正から障害の有無に関わらず夢の実現を後押しする社会づくりについて考えます。

記事によると、この医師は先天性の感音性高度難聴で大学卒業後医師免許を取得し、初期研修を経て現在は小児科専門医の取得を目指して引き続き研修中とのことです。小学生の時に夢中になった『ブラックジャック(手塚治虫著)』の影響で医師を目指しました。中学生の進路相談で担当教師から欠格条項の存在を知らされ一時は夢をあきらめかけましたが、高校生の時にこの条項の撤廃を知って再度医師を目指し、国立大医学部に現役で合格しました。しかし、大学在学中には、同級生やろう者仲間を含めた周囲の人たちから「医師になるのは無理、諦めろ」と諭されたこともあったようです。

「ろう医師」の環境整備事例

- ①医師が通常使用する聴診器は用いずエコーで診たり、デジタル聴診器で心音の大きさを波形、や色で視覚化しコンピュータで分析、高低や粗さ・滑らかさ等の具体的な音質を把握する。
- ②患者とのやり取りは基本的に筆談、必要に応じ看護師が間に入り患者に話しかける。
- ③他の複数の医師や看護師と一緒に手術では、衛生上マスクが必要で口形が読めないため、筆談(紙の他患者がまとう布上)や音声を変換するアプリ[注2]で会話する。

「ろう医師」の思いから得ること

この医師は、様々な経験と努力の積み重ね、周囲の理解・協力を経て、現在では「自分がしたいと思う道を進んでこそ自分の存在意義がある」と語っています。

単に障害を理由として、本人の努力、状況の改善に関わらず、夢をあきらめなければならぬことがあれば、それは大変残念なことです。障害の有無にかかわらず、夢の広がりの実現、可能性の拡大を後押しし、全ての人が自己実現への努力を重ねることができる社会づくりが望まれます。

障害のある弁護士が活躍できる環境の調整

弁護士の仕事は、時間的にも量的にも多忙を極める仕事ではと想像できます。各種資料の検討など大量の紙資料の内容検討、接見・面談等関係者との直接の関わりなどを考えると、例えば視覚障害のある方、聴覚障害のある方にとっても仕事を進めるうえでの様々な工夫が必要になるのではと思われます。

視覚障害、聴覚障害のある弁護士それぞれの業務を進めるうえでの工夫を「障害者欠格条項をなくす会」HP及び「Wedge」HPを参考に紹介し、「医学モデル」から「社会モデル」への転換、合理的配慮の提供等障害が障害ではなくなる社会構造について考えます。

【ある「全盲」の弁護士の環境整備事例】

- ①資料閲覧と記録では、事務所所属の補助者が捜査記録等を読み上げ、必要なものを補助者に書き写してもらい、事務所でPC接続のスキャナーで読み取り、さらに活字認識ソフトで活字を電子データ化し、画面読み上げソフトを使い読み取って事件の情報を検討する。
- ②写真や図表の読取は、補助者のサポートで内容を確認する。
- ③被疑者との接見、相談者との面談等では、相手の表情やジェスチャーによる説明、書類を示しながらの説明のサポートを得る必要があり、補助者を帯同しサポートを得る。

【ある「ろう」の弁護士の環境整備事例】

- ①「互いに何を考えているかが分かる」専属の手話通訳者とともに常に行動し、自然な流れで会話が成立する即時的な通訳ができる体制がある。
- ②難解な法律用語も手話・指文字で表現方法を工夫して、法廷においても手話通訳者が帯同し、公判における審議のすべてを通訳する。

「新司法試験受験特別措置実施概要」によると、障害種ごとに、試験時間の延長、拡大及び点字問題集、個人用パソコン(要検査)の持込みとパソコンや点字による答案作成、口述試験における筆談による発問と解答等の配慮がなされています。

山梨県立ろう学校では

山梨県立ろう学校では、平成10年から高等部の教育課程を木材工芸、被服中心の内容から普通科教育課程に変更し、生徒の進学意欲や保護者の期待に応えました。

かつては卒業後の進路選択にも制約がありましたが、生徒の将来の夢の広がりを実現にむけた支援と生徒の可能性の拡大を図る取組が、自己実現への努力を促すことにつながりました。卒業後の進路選択の幅の広がり、社会の様々な分野で活

躍する先輩の姿から自分の将来への夢を広げ、それに向かって在学中に懸命に努力する生徒の姿が見られるようになりました。

一例として、高等部卒業生の進学者数では、10年間毎([S61~H7]・[H8~H17]・[H18~27])の短期大学及び4年制大学への進学者の割合が[6→17→31]%, 他県の聾学校専攻科や各種専修学校を含めると[23→39→59]%で、進学意欲の高まりを伺うことができます。

解説

[注1]「日本聴力障害新聞」：全日本ろうあ連盟が発行する月刊の機関紙、問合せ先は「一般財団法人全日本ろうあ連盟京都事務所(京都市上京区室町通今出川下ル繊維会館1階 FAX/075-441-6147 TEL/075-441-6079 E-Mail/jd@jfd.or.jp)」

[注2]「音声を文字に変換するアプリ」：音声認識及び精度の高い漢字かな変換機能を有しているアプリが開発されている。障害者バリアフリー等多目的に使用できるコミュニケーションアプリとして、個人使用のほか、ネッ

トワークを介して複数の端末を接続して使用でき会議のユニバーサルデザイン化も実現可能。さらに議事録作成や講演録の公開など「会話の見える化」を図ることができる。多言語の翻訳や音声合成にも対応しているアプリもある。総務省のHPで、独立行政法人情報通信機構が中心となって開発し、無料でダウンロードできる聴覚障害者支援アプリ「こえとら」を紹介している。「こえとら」専用HPでは機能や使用方法の詳細及びダウンロードの方法が確認できる。